

文化審議会著作権分科会
国際小委員会
国際裁判管轄・準拠法ワーキングチーム
報告書の概要

平成22年1月



構成

1. 背景
2. WI設置の目的
3. 国際裁判管轄について
 - (1) インターネット上の著作権侵害に関する訴えにおいて、管轄原因(国際裁判管轄を決定する上で重要な要因)となる「不法行為地」をどのように考えるべきか
 - (2) 著作権に関する訴えを専属管轄とすべきか
 - ① 著作権侵害及び著作権の成否・効力に関する訴えを専属管轄とすべきか
 - ② 著作権の登録に関する訴えを専属管轄とすべきか
4. 準拠法について
 - (1) 著作権の原始的帰属に関する準拠法
 - (2) 著作権の譲渡契約などに関する準拠法
 - (3) 著作権侵害に関する準拠法(特にユビキタス侵害の場合)
5. おわりに

1. 背景



- 経済のグローバル化とインターネットの普及により著作権等の利用及び侵害が国境を越えて行われるケースが急増
- 先進国と途上国との対立により、こうした状況に対応した国際著作権条約の策定は非常に困難

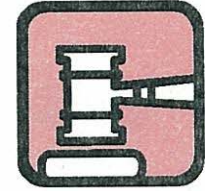
効率的な権利行使及び円滑な利用の促進のため、国際裁判管轄及び準拠法に関する国際的なルールの在り方について検討すべき

2. WT設置の目的



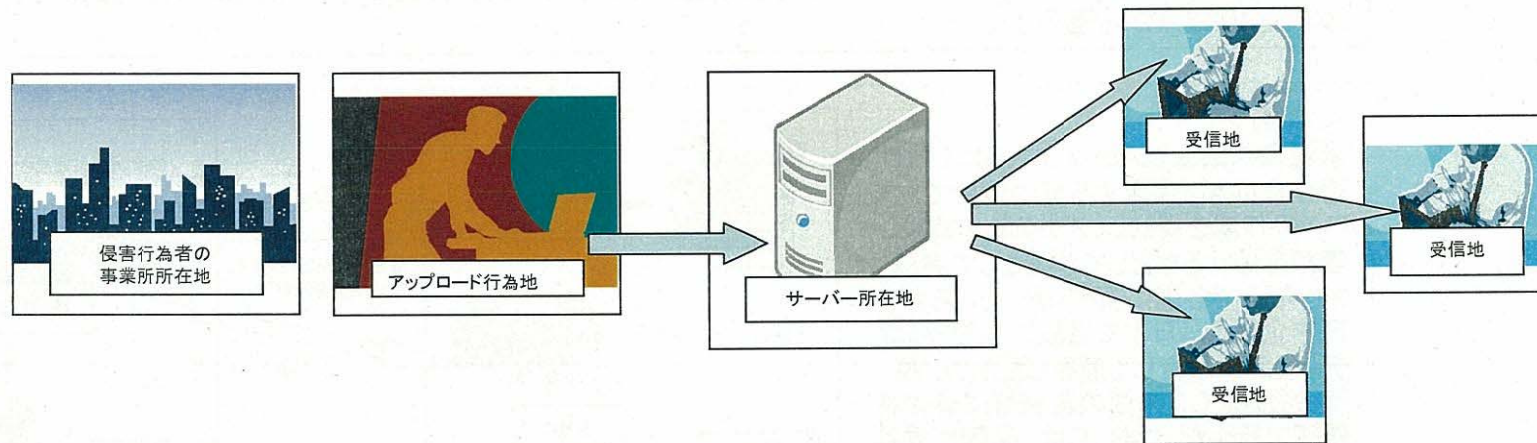
- 今後予想される国際交渉に向けた我が国のスタンスの明確化
- 法律家と実務家との間での情報共有化による問題意識の醸成
- 欧米における国際裁判管轄・準拠法に係る判例及びルール形成動向の収集・整理

3. 国際裁判管轄について(1)



国際裁判管轄:ある涉外民事事件において、どの国が裁判を行うべきかという問題

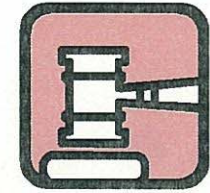
- (1) インターネット上の著作権侵害に関する訴えにおいて、管轄原因(国際裁判管轄を決定する上で重要な要因)となる「不法行為地」をどのように考えるべきか



<本WTでの議論>

- (a) 加害行為地をどこで考えるのか(サーバー所在地、アップロード行為地、被疑侵害行為者の居住地)
(b) 結果発生地をどこで考えるのか
→WTでは受信地を結果発生地と見る多数意見と、各国における公衆送信権の権利構成の仕方如何で結果発生地は受信地でも送信地でもありうるとする少数意見に分かれた。
(c) 受信地に不法行為地管轄を認めることは妥当か
(d) 不法行為地管轄に基づき裁判所は他国の損害まで裁判管轄権を持つべきか

3. 国際裁判管轄について(2)



(2) 著作権に関する訴えを専属管轄とすべきか

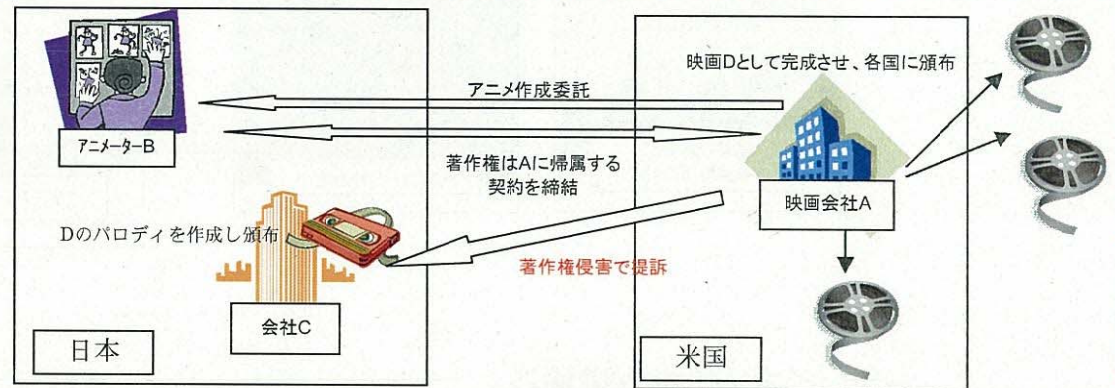
① 著作権侵害及び著作権の成否・効力に関する訴えを専属管轄とすべきか

<問題の所在>

著作権侵害及び著作権の成否・効力に関する訴えについて外国裁判所に管轄権を認め、我が国著作権の成否・効力について判断することを認めることは、著作物流通の円滑化、当事者自治等の観点から合理的か、あるいは文化産業政策等の観点から適当か。

<事例>

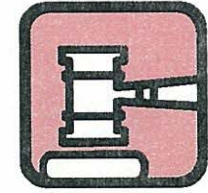
米国の映画会社Aが日本人Bに(その著作権はAに帰属する旨の特約で)アニメの作成を委託し、Aがこれを編集し音声をつけるなどして映画として完成させた上で各国に頒布した。ところが、日本企業Cが日本で当該アニメをパロディ漫画に改変して頒布したため、映画会社AがCを米国の裁判所に著作権侵害で訴えた。なお、Cは、米国に支社を持っている。



<本WTでの議論>

著作権侵害及び著作権の成否・効力に関する訴えを専属管轄とすべきか、という点については、賛否両論に分かれ、意見の一致を見なかった。

3. 国際裁判管轄について(3)



(2) 著作権に関する訴えを専属管轄とすべきか

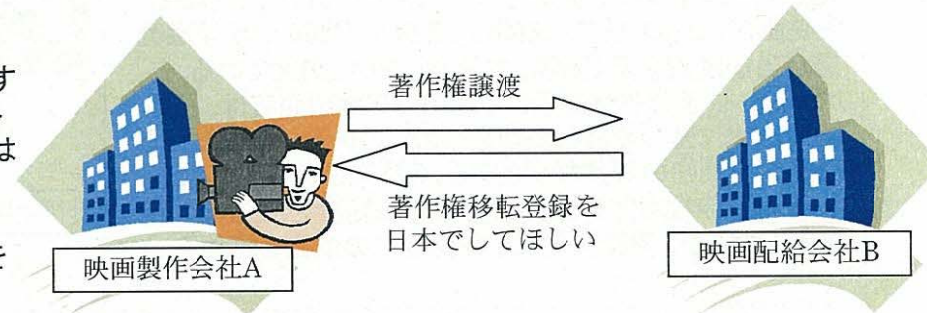
② 著作権の登録に関する訴えを専属管轄とすべきか

<問題の所在>

国家機関による登記・登録に関する訴えは、一般的に、その登記・登録を行う国の専属管轄であると考えられている。しかし、著作権の登録に関する訴えを登録国の専属管轄にすることが合理的か、また著作権取引を妨げることになり望ましくないといえるか。

<事例>

米国の映画制作会社Aは同じく米国の映画配給会社Bに、世界各国における著作権(頒布権・譲渡権)を移転する契約を行った。Bは、各国の著作権の譲渡について各国で登録したいと考えた。日本での著作権移転登録には、譲渡人と譲受人の共同申請が必要であるところ、Aがその登録に協力してくれない。そこでBは、Aに対して、日本国文化庁における著作権移転登録を命ずる判決を求めて、米国の裁判所に訴えを提起した。



<本WTでの議論>

本WTでは、この論点に関し専属管轄とすべき、あるいは専属管轄とすべきでない、といった明確な結論はでなかったものの、いずれの立場にせよ、専属管轄の適否は、「登記又は登録の訴え」か否か、で判断すべきではなく、他の観点から判断すべきではないか、との意見でほぼ一致した。また、専属管轄とする根拠と射程を明確にしないと、仲裁ができるか否かも明確にならず、実務上大きな不利益を被るとの意見もあった。

4. 準拠法について(1)



準拠法:どの国の法律を適用することによって、国際的な私人間の法律関係を規律するかという問題

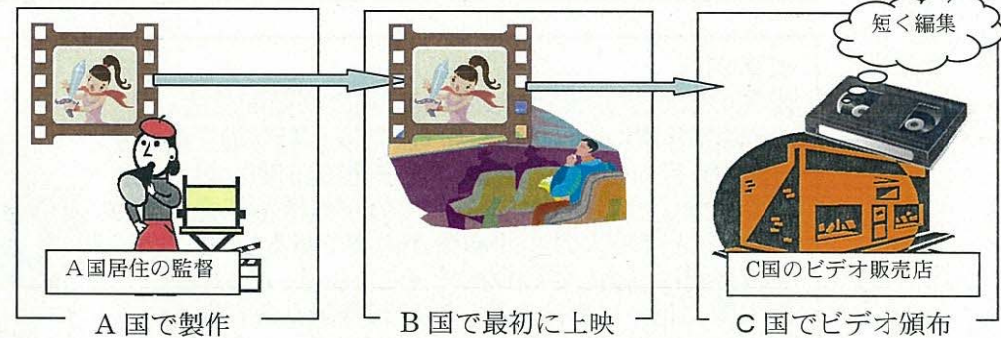
(1) 著作権の原始的帰属に関する準拠法

<問題の所在>

著作権の原始的帰属に関して保護国法を準拠法とすると、同一の著作物であっても各国ごとに原始的権利帰属者が異なることになる。これに対して、著作物の本国法または創作者の居住地法で原始的権利帰属者を統一することによって、国際取引の円滑化に資するとの提案がある。この提案は合理的かまたは国益に適うか。

<事例>

A国在住の監督など主要スタッフでA国において製作された映画が、B国で最初に劇場上映され、C国のビデオ販売店が当該映画を短く編集して販売したいと考えている。この場合、映画製作会社及びC国のビデオ販売店は、どの国の法律に基づき権利処理を行えばいいか。(A国法は映画監督を最初の著作権者とする。B国法は映画製作者を最初の著作権者とする。C国法は映画監督を最初の著作権者とするが、委託契約にも職務著作の成立を認める。)



<本WTでの議論>

本WTにおいては、最初の権利の帰属は、各国の文化産業政策と強く関係すること、ベルヌ条約の解釈として自然であることから、保護国法を準拠法とするべき、とする意見が多かった。また、各国ごとに著作権者が異なると不便である、という批判に対しては、現状でも複数国で著作権使用のライセンスを得ようと考えている場合には、当然主要国の法律は調べており、それほど負担を強いるものではないこと、個々の利用者が著作物の本国法の調査コストを負うよりも、海外展開しているような企業が、各国の著作権法の調査コストを負う方が合理的である、との反論があった。

4. 準拠法について(2)



(2) 著作権の譲渡契約などに関する準拠法

<問題の所在>

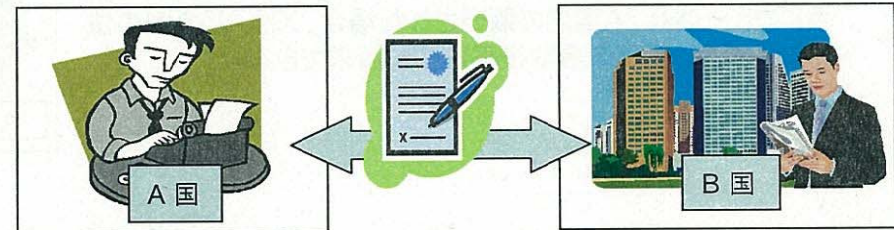
準拠法決定ルールは、契約については当事者自治(当事者の意思に従い準拠法を決定すること)を原則としている。

しかし、著作権の譲渡契約などに関しては、(i)著作権の移転可能性および著作権の対抗要件の準拠法についても契約の準拠法と同じに考えてよいか。また、(ii)著作権に係る契約において、準拠法選択に関し当事者の意思が明らかでない場合に、一般の契約の準拠法と同じに考えてよいか、という問題がある。

<事例>

B国の出版社が、A国の作家が書いた小説の著作権を全世界的に譲渡してもらう契約を締結した場合、

- ①著作権を移転できるか否かについて、どの国の法律で判断するのか。
- ②著作権譲渡の対抗要件は、どの国の法律で判断するのか。
- ③契約の準拠法を明記していなかった場合、どの国の法律を準拠法とするのか。



<本WTでの議論>

以下の理由から、著作権の移転可能性や対抗要件など物権的側面については、契約準拠法と分離して考え、保護国法を準拠法とすることで意見が一致した。

- ・著作権の移転を認めるか否かという問題は、各国の著作権制度に対する文化産業政策に密着する問題であり、権利付与国で移転可能性を認めないのに、契約の準拠法により移転可能になるのは不合理。
- ・同一の著作物についての著作権であっても、国毎に別の権利として保護され、それぞれ別個に取引されることになるので、移転可能性は、取引の対象物である著作権を付与した国の法令に従うべきである。

また、著作権に係る契約において、準拠法選択に関し当事者の意思が明らかでない場合については、著作権に関する契約か否かの区別は難しい上、対象が著作物というだけで著作権に特有の問題はほとんどないので、特別ルールを設ける必要はなく、一般の契約の解釈に委ねていいのではないかと、ということで意見が一致した。

4. 準拠法について(3-1)



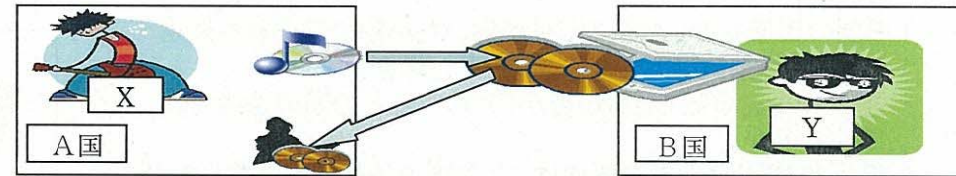
(3) 著作権侵害に関する準拠法(特にユビキタス侵害の場合)

<問題の所在>

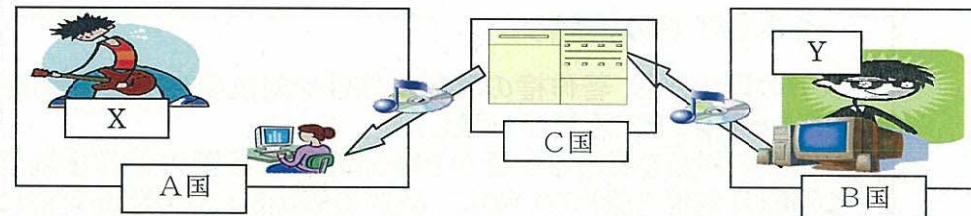
- ① 著作権侵害に対する差止請求権の準拠法決定ルールと著作権侵害に基づく損害賠償請求権の準拠法決定ルールをどのように考えるべきか。
- ② 公衆送信行為における準拠法決定ルールには、どのような特殊性があるか。
- ③ ユビキタス侵害に対する準拠法の決定について特別ルールを設けるべきか。

<事例>

① Xが著作権を持っている音楽CDが、YによってB国内で勝手にコピーされ、A国内で販売された場合、Xは、どの国の法律に基づき、差止命令や損害賠償を請求できるのか。



② A国に住むXが著作権を持っている音楽が、B国のYによりC国のサーバに違法にアップロードされ、A国でもっとも多く閲覧(ブラウジング)された場合、Xはどの国の法律に基づき、どの範囲の損害について、損害賠償請求することができるのか。



4. 準拠法について(3-2)



<本WTでの議論>

- ①本WTの意見は、(a)著作権侵害に対する差止請求権については、その法律関係の性質を著作権の効力と決定して、保護国法を準拠法とし、著作権侵害に基づく損害賠償請求権については、その法律関係の性質を不法行為と決定して、法の適用に関する通則法17条により原則として結果発生地法を準拠法と解すべきとの意見のほか、(b)差止請求権についても損害賠償請求権についてもその法律関係の性質を著作権の効力と決定して、保護国法を準拠法と解すべきとの意見と(c)差止請求権についても損害賠償請求権についてもその法律関係の性質を不法行為と決定して、法の適用に関する通則法17条本文により原則として結果発生地法を準拠法と解すべきとの意見に分かれた。
- ②公衆送信行為の侵害における準拠法については、そもそもの侵害発生地の所在をどう見るかについて意見が分かれた。
第1の意見：公衆送信権の被害法益は受信市場の喪失にあるから、受信地が公衆送信行為の侵害発生地である。
第2の意見：権利侵害の要件は、各国の公衆送信権の権利構成によって異なるので、公衆送信行為の侵害発生地は、公衆送信権の権利構成によって異なることとなる。
- ③ユビキタス侵害に対する準拠法の決定について特別ルールを設けるべきかについては、賛否に意見が分かれた。すなわち、原則どおりで特別ルールは不要とする意見と、ユビキタス侵害については、法廷地で適用すべき法が侵害を生じた国の数だけ存在し、訴訟遂行上の負担を軽減するために、何らかの基準で一つの準拠法に統一すべきとの意見があった。



5. おわりに

本WTでは、著作権に関する国際裁判管轄及び準拠法決定ルールの在り方について、欧米の判例及び国内外のルール形成動向を踏まえつつ、議論を行った。

国境を越えた著作物の保護、利用の円滑化は、国際裁判管轄・準拠法決定ルールの国際的な統一に加え、条約の策定や海賊版対策等、様々な取組によって初めて実現することは自明のことだが、今回の検討が、関係者間での共通の問題意識の醸成及び今後の国内外での議論につながっていくことを期待したい。

(参考)

文化審議会著作権分科会国際小委員会
国際裁判管轄・準拠法WTメンバー名簿

座長	山本隆司	弁護士
	大野聖二	弁護士
	小島立	九州大学大学院法学研究院准教授
	駒田泰士	上智大学法学部准教授
	宮下佳之	弁護士
	横溝大	名古屋大学大学院法学研究科教授

オブザーバー

	道垣内正人	早稲田大学大学院法務研究科教授、弁護士
	井奈波朋子	弁護士

(参考)

文化審議会著作権分科会国際小委員会 国際裁判管轄・準拠法WT審議経過

第1回 平成21年4月24日

(1)国際裁判管轄を巡る日本の状況について、(2)対抗立法について

第2回 平成21年5月22日

(1)著作権の国際裁判管轄と条約について、(2)専属管轄について

第3回 平成21年6月12日

(1)国際裁判管轄を巡るドイツの状況について、(2)国際裁判管轄に関する論点について

第4回 平成21年7月10日

(1)国際裁判管轄に関する論点について、(2)国際裁判管轄を巡るイギリスの状況について

第5回 平成21年7月30日

(1)国際裁判管轄を巡るアメリカの状況について、(2)国際裁判管轄に関する論点について

第6回 平成21年8月5日

(1)国際裁判管轄を巡るフランスの状況について、(2)国際裁判管轄に関する論点について

第7回 平成21年9月4日

(1)準拠法を巡る国際条約および日本の状況について、(2)準拠法に関する論点について

第8回 平成21年10月16日

(1)準拠法について、(2)準拠法に関する論点について

第9回 平成21年11月13日

(1)国際裁判管轄を巡るドイツの状況について、(2)準拠法に関する論点について

第10回 平成21年12月4日

(1)準拠法に関する論点について、(2)不法行為地管轄(著作権侵害地)について、(3)報告書(案)について

第11回 平成21年12月21日

(1)報告書(案)について